國學院大學学術情報リポジトリ

唐代の藩鎮と祠廟

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 江川, 式部, Egawa, Shikibu
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0000628

唐代の藩鎮と祠廟

はじめに

たことを考えると、節度使及び藩鎮が在地に果たした役割は、 では、その軍閥としての性格に重きが置かれ、藩鎮内部の組織 では、その軍閥としての性格に重きが置かれ、藩鎮内部の組織 では、その軍閥としての性格に重きが置かれ、藩鎮内部の組織 では、その軍閥としての性格に重きが置かれ、藩鎮内部の組織 を動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめら を動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめら を動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめら を動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめら を動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめら を表しての性格に重きが置かれ、管轄区域内の軍政と民 を表しての性格に重きが置かれ、管轄区域内の軍政と民 を表しての地を事実上支配してい

県)での祭祀について、現地に残る題名碑、すなわち挙祭に関善著者はかつて、唐後半期の北嶽廟(現在の河北省保定市曲陽軍事・民政・経済面だけにとどまるものではないと思われる。

れて祭祀が行われる。しかし唐後半期において、北嶽廟のあるあり、本来であれば朝廷ないし在地の州県から執祭官が派遣さたった。その結果、当時は現地の節度使府によって祭祀が執り行った。その結果、当時は現地の節度使府によって祭祀が執りわった人々の肩書と氏名が刻文された碑文の整理と分析とをわった人々の肩書と氏名が刻文された碑文の整理と分析とを

たのである。

あった。そのような状況下にあっても、毎年十月に行われる廟 易州は、 の常祭は、義武軍から執祭官が派遣されて祭祀が運営されてい 唐朝 の直接支配が及ばない、 義武軍節度使の管轄 下に

こに節度使や藩鎮が関与したとみられる例は少なくない。 いても、 北嶽廟ほどの規模ではないにせよ、それ以外の地方祠廟にお 廟碑・祭文やその他の史料をこまかくみていくと、そ 唐代

後半期において地方の軍事・行政を担った藩鎮が、

在地の祠廟

や祭祀に関わる背景には何があるのか。本稿ではそうした例と

(2021年)

とで保存状態が極めて悪く、基本的には原石・拓影からの文字 役割の一端を、祭祀儀礼という新たな視点から紐解いてみたい。 の判読が困難である。よって原史料に依ることができず、 なお史料として用いる祠廟碑文は、長年屋外に放置されたこ 狄仁傑祠とをとりあげて検討を加え、在地における藩鎮の

國學院雜誌

第 122 巻第 2 号

して、

邠州(陝西省彬州市)姜嫄公劉祠と、

魏州(河北省大名

王昶撰 とする。 刻文集、 は含みおいたうえで、背後にある歴史経緯や社会関係について 『金石萃編』や清・陸増祥撰『八瓊室金石補正』 史料的には若干の問題を残すことにはなるが、その点 及び清・董誥等撰『全唐文』所載の録文を用いること 等の石

初歩的な整理と考察を試みたいと思う。

邠州姜嫄公劉祠と「唐姜嫄公劉廟碑

1 概要

碑文の撰者は高郢、書者は張誼、そして篆額は張琯による。『金 四月に、 の経緯を刻した碑文で、新廟完成の三年後の貞元九年(七九三) よって、城の南に移築された。「唐姜嫄公劉廟碑」は、その移築 十一月に、 唐代には邠州城内の街巷に置かれており、 現在の陝西省彬州市)にあった祠廟である。創建年代は不詳で、 以下にとりあげる姜嫄公劉祠は、 新廟の傍らに建てられたものである。 当時この地を管轄していた邠寧節度使の 唐代の邠州(治所 貞元六年 (七九〇) 立碑者は韋丹、 は新平県。 張献甫

二十八行、行四十九字、 姜嫄公劉廟碑〔原注:碑連額高七尺二寸、広三尺二寸一分、 その碑題部分には 行書、 篆額。 在邠州城南本廟内

石萃編』巻一〇三に、

姜嫄公劉新廟碑 太中大夫行中書舎人上軽車都尉賜紫金魚袋高郢

とあり、

処士張琯篆額

節度巡官将仕郎試大理評事張

碑文の末尾に、 と碑文の制作に関わった人物の名前が明記されていたほか、

本

邠州は古来「豳」と称される地域にあり、

六盤山から関中平

度判官殿中侍御史韋丹建立

との一文を載せて、 ついては『咸陽市文物志』(三秦出版社、二〇〇八年)に、 には螭首があり、 姜嫄公劉廟碑 立碑の責任者を明示している。 趺(亀趺)を欠く。通高は二一五センチ 唐貞元九年(七九三)に立てられた。碑 廟碑の現状

身は陰刻で正書 1 メートル、幅は八二センチメートル、厚さは二四センチメー 九六四年に彬県文化館に移された。 :県県城の小南門外の姜嫄祠前に建てられていたが、 ル。圭額は陰刻で篆書「姜嫄公劉廟碑」の六字あり。碑 (楷書) 三一行、行五二字。……碑はもと

収蔵されている。 碑もおかれていたことがうかがえる。碑石は現在彬県文化館に 近年まで現地に祠廟が存在していたことと、そこに廟

である。また公劉は后稷の曾孫で、一族を率いて戎狄の多かっ たこの地に居住し、 ある人物である。 祠神の姜嫄と公劉は、祠廟の建てられた邠州一帯にゆかりの (正后) 姜嫄は、 農業を指導したといわれている。 周王朝の始祖・后稷の生母とされる人物 伝説上の帝王である五帝のひとり帝

> 野へと流れて渭水に注ぐ涇水の中流域に位置している。 重なる吐蕃の侵攻に備える必要から、 安に近いこの地には、すぐに邠寧節度使が設置され、乱後は 略的に重要な州であった。七五五年に安史の乱が起こると、 要幹線路上に位置しており、そのため隋唐時代には経済的 平)・涇州・平涼・原州へと抜けて、 が設置された。長安のある渭水盆地から、西北へ醴泉・邠州 東遷後は秦に属し、前漢時代には漆県、 河西方面へとつながる主 唐末に到るまで節度使に 後漢時代には新平県

述べられている。 碑文には、この邠州と祠廟との関係性について、 次のように よる統治が続くことになる。

平西戎、 不窋、失官而奔於戎狄。不窋之孫曰公劉、徂遷於豳居、 祖也。……昔者周文武之烈、本於后稷、后稷之生、本於姜 知姜嫄有徳於周、 后稷之母也。公劉者、后稷之曾孫、周文王之十(十一)代 姜嫄者、炎帝之後、有邰氏之女、姓姜字嫄、帝嚳之元妃、 故『詩』曰「厥初生人(民)、時維姜嫄」。后稷之子曰 以篤前烈。 故 詩 日 先賢所出、立祠旧矣。 篤公劉、 于邠斯館。」 以

[[金石萃編]

公劉有徳於豳、

であり、

豳に遷居して西戎を平定し、

祖先以来の功をさら

その后稷の生命は、 の文王・武王の功績は、もとは后稷より出たものであ 名を嫄という。 曾孫で、 姜嫄は炎帝の子孫であり、 (大雅・生民之什) には 周の文王の十(十一)代祖である。 帝嚳の妃で、后稷の母である。 姜嫄かから出たものである。 有邰氏のむすめで、 「厥の初め人(民) かつての 公劉は后稷 それ 姓を姜、

める、 を失って戎狄(のいるこの地) 時は維れ姜嫄」とある。后稷の子は不窋とい に移った。 不窋の孫が公劉 を生

劉廟が置かれていたことがわかる。 唐代邠州の治所であった新平県城内には、古くからこの姜嫄公 我国家称秩元祀、咸秩無文、『すことになった経緯については、 ずるところゆえ、 き公劉、 に篤くした。それゆえ『詩経』(大雅・生民之什) 公劉は豳に徳があることがわかるのであり、 邠に斯れ館す」という。ここに姜嫄は周に徳があ 古くから祠が建てられてきたのである。 そして、このとき廟を建て 先賢の には 出

直

甚於市 ŋ 安静でないことを気にかけて「明神は最も清浄なものであ られてこの地に着任した。…… の廟は、 川鬼神についても、 すべてが秩序正しく乱れることのないようにしており、 い。」といった。貞元六年 大夫邠寧郡王の張公献甫が、 貞元四年(七九八)、邠寧節度観察使検校刑部尚書兼御史 祠廟を尊び、鬼神を敬うのにふさわしい場所ではなかった。 此二 廟於南郭焉。 ・が国は大いなる祭祀を挙げて (秩序を) 正し、 (祭礼の 市廛は最も喧噪なものである。 一廟、 廛 もとは狭隘で土地が低く湿気の多い市街にあ 奈何雑処乎」……粤以貞元六年十一月九日 独為匪安。 地則郊野之間、 安寧としないものはない。 公日 嘻、 西戎防御のために、 左水右山、 (七九○) 十一月九日に新 (張公は)この二廟をみて 精潔莫重於明神、 雑居させるべきでは 有清 姜嫄・ 證之勝 鉞を授け 喧囂莫 公劉 Щ 作

とあ とが 廟 の喧 述べられている。 ŋ, 騒なことを気にかけて、 節度使として赴任してきた張献甫が、 また廟碑の建立については これを静謐な場所に移築したこ 街巷に あ た旧

大夫朗 神也。 公劉之廟、 貞元四 (分) 寧郡王張公献甫、 旧 品制卑陋、 邠寧節度観察使檢校刑部尚書兼 湫隘在市、 戎醜是膺、 非所以崇明祀、 授鉞 而至。 御史 敬鬼

山

川鬼

神、

亦莫不寧。

而姜

廟を南

郭に造った。その場所は郊外の野に

あ

左には

Ш

が流れ右には山があり、

静謐景勝の地である。

茄 成三 一歳矣、 而銘記尚欠。 将恐寖遠失其所由、 乃陳梗 **-** 5 唐代の藩鎮と祠廟

> 爰此刊刻。 ここに刊刻しておくのである。その辞にいうには……銘文 経て由来が失われてしまうことを恐れ、そこで梗概をのべ、 祠廟が建って三年がたつのに、 辞日、 ……勒銘茲庭、 銘記さえなかった。 永示邑人。 時を

と述べており、 梗概を碑に刻して、 新廟完成の三年後に、その由来を残すために、 土地の人々に示したのであるとしている。

遣左監門将軍康成使于吐蕃。

(貞元二年) 八月、吐蕃が涇・隴・邠・寧の数道に侵攻し、

を廟庭に勒し、

永く州民に示す。

張献甫と立廟・立碑の背景

を務めた。姜嫄公劉廟の建て直しは、献甫着任の二年後に行わ 月から貞元一二年(七九六)五月に亡くなるまで、邠寧節度使 略に功績のあった将軍・張守珪の甥で、貞元四年(七八八)七 れたことになる。 新廟を建築した張献甫とは、いかなる人物であったのだろうか 張献甫(七三六-七九六)は、開元時に突厥・契丹・奚の攻 ところで、邠州城内の街巷にあった旧廟を、州城南郭に遷して

> 戒厳、 以吐蕃遊騎及於好時、 兵屯於咸陽、 取禾稼、 (貞元二年)八月、吐蕃寇涇・隴 上遣左金吾将軍張献甫与神策将李昇曇·蘇清沔等統 西境騒然。諸道節度及軍鎮咸閉壁自守而已。 召河中節度駱元光率衆戍咸陽以援之。九月、 上復遣張献甫等統兵屯於咸陽、 邠 寧数道、 掠 人畜、 京師

再び張献甫らを遣わして咸陽に駐屯させ、また詔を下し左 護させた。九月、吐蕃の遊騎隊が好畤に現れたため、 の駱元光に命じて戍卒らを率いて咸陽に向かわせ彼らを援 かできなかった。京師には厳戒態勢が敷かれ、上(徳宗) 遣して兵を統べさせ咸陽に駐屯させた。そして河中節度使 は左金吾将軍の張献甫と神策軍将の李昇曇・蘇清沔らを派 諸道の節度及び軍鎮はみな城壁を閉じて立てこもることし 人や家畜を略奪し、穀物を奪い、西境一帯は騒然となった。

都の防御を担っていた。 とあり、このとき張献甫は、左金吾衛の将軍として長安におり、 吐蕃の来襲に際しては長安のすぐ西北にある咸陽に駐屯して、

監門将軍の康成を使者として吐蕃に派遣した。

こののちも吐蕃の侵攻はやまず、 同年十一月には塩・夏州が

吐蕃伝には、 吐蕃が涇・隴・ 郊・寧州に広く侵攻する。『旧唐書』巻一九六下 ように吐蕃の侵攻に悩まされていた。貞元二年(七八六)には、

貞元初期において、

邠州から寧州にかけての一帯は、

毎年の

わり、 遣して、 涇・邠・寧の各州に加え、北方の慶・鄜州にも攻撃を受けるよ さらに貞元四年(七八八)五月には、侵入を受けていた 翌貞元三年 吐蕃の尚結賛と平涼に会盟させようとしたが失敗に終 (七八七) 五月に、 徳宗は将軍の渾瑊を派

れるようになっていたのである。 うになっていた。 及ぶようになり、 都長安の西辺防備は、 それまで秋冬の来襲であったものが盛夏にも 常態的な緊張を強いら

(2021年)

であったことは疑いない。しかしながら、もとからい 寧節度使に任命されたことは、当然のなり行きであり適任人事 このような経緯を理解し、 対吐蕃戦にも詳しい 、張献甫が た邠寧藩

第 122 巻第 2 号

こった。『資治通鑑』巻二三三・貞元四年七月条には次のよう 節度使として着任してくるのにあたり、現地ではある騒動が起 鎮下の兵士たちには動揺もみられた。貞元四年七月、 張献甫が

國學院雜誌

張公已至邠州、 等憚献甫之厳、 候楊朝晟……潜与諸将謀、晨勒兵、 韓遊壞以吐蕃犯塞、 市 (七月) 壬子夜、 囲監軍楊明義所居、 汝輩作乱当死、不可尽殺、宜自推列唱帥者。 乗無帥之際、 遊壞不告於衆、 自戍寧州。 癸丑、 使奏請范希朝為節 病、 召乱卒謂日 帥其徒作乱。 軽騎帰朝。 求代帰。 「所請不行、 渡使。 ……因剽 戍卒裴満 献 前未

> 遂斬二百余人、 帥衆迎献

|遊瓌は吐蕃の犯塞に対して、 しかし病を得たため任務の交替と帰朝を求め 寧州に陣をおいて守りを

丑(八日)に手下を率いて乱をおこした。……城内を略 甫が厳格であることを恐れ、上官がいないのに乗じて、癸 軽騎のみ率いて長安に帰ってしまった。戍卒の裴満らは献

(七月) 壬子

(七日)の夜に、

遊瓌は人々に告げない

(代理となる) 献甫がまだ到着しないなか、

することを奏請させようとした。 監軍の楊明義の居所を取り囲んで、范希朝を節度使と 都虞候の楊朝晟は……ひ

が誰なのか申し出よ。」といった。そして二百余人を斬り、 とは死罪に値するが、全員を殺すことはできない。首謀者 士らを招いて「おまえたちの要請には従えない。張公は そかに諸将と謀り、 でに邠州に到着されており、 明け方に兵を出して、 おまえたちが乱を起こしたこ 乱を起こした兵

うちに現地を後にしたとあり、 病を得たため帰朝を申し出ていた。 前任者であった韓遊瓌は、 興元元年 (七八四) 四月から邠寧節度使を務めていたが、 朱泚の乱に加担した李懐光に代 病気はともかく、 代わりの献甫が到着しない 猶予ならない

人々をひきいて献甫を迎えたのである。

何らか 甫を拒否する姿勢をみせたとあることから、 の状況があったことがうかがえる。一 、都虞候であった楊(雪) 部の兵が新任 0

献

そして貞元九年四月、

新廟建築に遅れること三年にしてようや

く廟碑の建立が行われたのである。

一碑の撰文を担当した高郢は、幼いころから文才をもって

朝晟の指示のもと、 枚岩の組織ではなかったのであろう。結局、 でなんとか統率を保ち、 争乱に加わった二百名以上の兵を斬ること 献甫の着任が果たされたのである。 そ

られ、

宝応元年(七六二)に進士に擢第した。

韓遊瓌の前

知

れていたのである。 を掠して去ったが、このような攻防が、毎年のように繰り返さ **甫が部隊を率いてこれを撃退した。このとき吐蕃は鄜州・** 坊州

してその九月には、

また吐蕃が寧州に攻め入ってきたため、献

背いて貞元元年(七八五)八月に誅された際に、 寧節度使を務めていた李懐光の幕僚であったが、

忠節を守った 懐光が朝

山方面に軍を割かねばならず、長安西辺への侵入は減った。張 との戦争は貞元八年(七九二)まで続くが、その間、吐蕃は天 庭(天山東部)の争奪戦を開始したのである。 そうした吐蕃と唐との攻防戦は、貞元五年(七八九)になる 小康状態を迎える。 が 邠州城内 の巷街から城外南郊の閑静な場所に祠廟を移築 吐蕃はウイグル (回鶻)を相手に、北 吐蕃とウイグル

0 0 郢自身がかつて李懐光幕下で邠州に滞在しており、 あるとおり、 文建立の責任者として名がみえる韋丹は、 いた処士の張琯という人物については詳細不明である。 姉妹の孫) 存在を周知している人物であったことは確かである。 書者の節度巡官将仕郎試大理評事の張誼と、 藩鎮内の総務を担当する判官を務めていた。 にあたる人物で、 貞元九年 (七九三) 碑に「節度判官殿中侍御史」と 当時 は 節 顔真卿の外孫 度使の張 碑文の篆額を書 姜嫄公劉 放献甫 0)

とみてよいだろう。彼に撰文が依頼された経緯は不明だが、 賜紫金魚袋」の肩書は、そのまま貞元九年時点での高郢のも 命されており、碑文にみえる「太中大夫行中書舎人上軽車都 十四年(七九八)冬には中書舎人を権知したまま礼部侍郎に任 として助命されている。その後の細かい官歴は不詳だが、

高

北方の要である塩州城を回復して以後は、 かし唐朝も体制を立て直して臨み、貞元九年(七九三)二月に この後も、 貞元八年六月に、 吐蕃は霊・涇州に侵攻する。 平安を取り戻した。

-7 -

した貞元六年十一月は、

近隣の情勢がようやく落ち着いた頃合

当時の が別州 は、 度重なる吐 蕃の侵攻・掠取を受けており、

県図誌』 ならない場所であった。 朝としては長安防御の要衝として、何としても死守しなけ 巻三・関内道には、 唐後半期の地理状況を記した『元 邠州の戸数について、 原注に 和郡 ń 開

元戸一万九千四百六十一。

郷四十九。元和戸二千六百七十。

郷

第 122 巻第 2 号 (2021年) も戸 史の乱による人口減少は想定されるにしても、 態が続いていたからであろう。 みがほぼ七分の一に減少していたことがわかる。 四十九。」と記ず。郷数は開元時と変わりないものの、 その理由は上にみてきたとおり、 、口数が回復しないまま住民の流出が続いていたことにな 吐蕃の侵攻により臨戦状 邠州ではその後 開元以後、 戸 数

在地の兵士に向けても、 あった唐後半期の邠州において、 れたこの地を切り開いた公劉の神位は、 であっ するねらいがあったとみられる。とくに、 ・公劉廟を保護再建することにより、 た。 中 央から派遣されてきた献甫 何かしらのメッセージをもつと考えて 再び人々に意識されてよい存 在地の人々の人心を掌 吐蕃の来襲が頻繁で 0 着任に不満をもつ かつて戎狄に囲ま

再建であったと思われるのである。

初

祠

願が

建造され

たの

はおおよそ武周時代の万歳

天

立

七〇五年) に死去、のちに睿宗から「梁国公」を追封されてい

廟及び立碑の時期については後段で詳しくみていくが、最

國學院雜誌

侵攻による邠州一

帯の荒廃を受け、

古来の信仰対象である姜

吐

蕃

張献甫が姜嫄公劉の旧廟を新たに建て直した背景には、

狄仁傑祠と「(元和) 狄梁公祠堂碑

1 概要

は、 ており、 唐·魏州貴郷県 実在した人物を祀った「人祠」である。 唐・元和年間に建てられた祠堂碑のみが、 (現在の河北省大名県) にあっ 祠堂は既に失わ た 現在 n

安

省邯鄲市大名県孔荘村にある。

狄仁傑(六三○-七○○または七○五)

は唐・高宗~

武

周

0

帥 滞獄一万七千人を断じて冤訴する者が無かったといわれる。 代の高官で、并州太原(現在の山西省太原市)の 武后に諫言を行いつつもよくその身を保ち、 突厥が趙・定等の河北諸州に侵攻した際には、 督などを歴任したのち、神功元年(六九七)に宰相に復帰する。 ち宰相となるが誣告を受けて一時左遷され、 明経に挙げられたのち、 河北道安撫大使となって防御に尽力した。 并州都督府法曹を経て大理丞となり、 七〇〇年(一説に 魏州刺史・ 時の皇帝 河北道行軍 人、字は懐 幽州 則 副 0) 天 都 元

唐代の藩鎮と祠廟

十一月の立碑でこれも已逸(以下「開元碑」とする)、三碑は である。 元和碑のみが現存する。 元和七年(八一二)の立碑で(以下「元和碑」とする)、この れたとみられる。初碑は立廟時で已逸、次碑は開元十年(七二二) (六九六-六九七) 頃であり、 開元碑は李邕撰・張廷珪の八分書(八分体ともい 初碑については、その詳細は全く不明 また碑は少なくとも三回建てら

馮宿撰・ 室金石補正』巻七〇、及び『全唐文』巻六二四に収載されている。 元和碑は、全高四四六センチメートル、 厚さ四六センチメートルあり、 胡 証の正書 (楷書)并びに篆額をもって作成された。 録文は清・陸増祥撰『八瓊 幅一四六センチメート

隷書の一種で波磔を強調した字体)であったとされ、

、元和

相与立碑以紀恩恵

魏州と狄仁傑祠

侵攻してきたのである。 丹族が反乱を起こし、 騎施・契丹にも及んでいた。 を再興 河北の情勢はかなり緊迫したものであった。武周建国の少し前、 六八二年には阿史那骨咄禄がイルテリシュ可汗を自称して突厥 武后が周(六九○−七○四)を建てて国政を掌握した時代、 (突厥第二帝国) 冀州・瀛州 Ļ 『旧唐書』 その影響は西北の吐蕃、 万歳通天元年 (現在の河北省中部) にまで 巻八九・狄仁傑伝には、 (六九六) 十月、 北辺の突 契

— 9 **—**

来、吾自当之、必不関百姓也。」賊聞之自退、百姓咸歌誦之、 万歳通天年、 前刺史独孤思荘懼賊至、 悉放帰農畝、 契丹寇陥冀州、 謂曰 「賊猶在遠、 尽駆百姓入城、 河北震動。 何必如是。万一 徴仁傑為魏州 繕修守具。 賊

誦し、碑を立ててその恩恵を記念した。 言った。賊はこの話を聞いて退却し、人々はこのことを歌 私が自ら対応する。皆には一切関わらせることはない」と て畑仕事に戻らせ「賊はまだ遠くにいるのに、どうしてこ 修繕させた。仁傑は 荘は賊の襲撃を恐れ、人々をすべて城内に入れて、 のようにしなければならないのか。 万歳通天の年に、契丹が冀州に侵攻し、河北に激震が走 仁傑が徴せられて魏州刺史となった。 (魏州に) 到着すると、彼らを解放し 万一、 賊が来たなら、 前刺史の独孤思 防具を っ

事なきを得たのである。 事であった。 述べられていないが、このとき生祠も置かれたようである。『旧 離れており、 と述べられている。狄仁傑はこのとき誣告を受けて中央政 仁傑はしかし、よく契丹の動向を見抜き、 契丹との前線に近い魏州の刺史就任もその間 右の史料には碑が建てられたことしか 魏州 の人

唐書』

同伝にはまた、

仁傑はかつて魏州刺史となり、

吏民らは彼の生祠を造

魏州司功参軍、 仁傑嘗為魏州刺史、 頗貪暴、 人吏為立生祠。 為人所悪、乃毀仁傑之祠 及去職、 其子景 一個為

軍となったが、(景暉は) 仁傑が職を去ったのち、その子の景暉が魏州の司功参 頗る貧暴であったために、 人々

宋・趙明誠『金石録』には、 る。その後、祠廟のことも碑のことも史料には見えなくなるが、 を買い、その父である狄仁傑の生祠が破壊されたというのであ とあり、魏州には狄仁傑の生祠が置かれていたが、 なく破毀されてしまったことが述べられている。 てきた狄仁傑の息子・狄景暉の素行が悪く、在地の人々の恨み に憎まれ、仁傑の祠は(人々によって)毀されたのであった。 魏州に着任し 建置後間も

第 122 巻第 2 号 (2021年)

唐狄梁公生祠記 七二二)十一月 〔原注:李邕撰、 張庭珪八分書、 開元十年

國學院雜誌

けて魏州刺史を務めており、また撰者の李邕との関係について、 とあり、 書者の張廷(庭) 李邕撰文による碑 巻一〇一・張廷珪伝には、 珪は、 刻 開元九年 (開元碑) (七二一) から十年にか のあったことが知られ

廷珪八分書之。 廷珪素与陳州刺史李邕親善、 廷珪既善楷隷、 ::::::邕 甚為時人所重 所撰碑碣之文、

存在は再び忘却されたのであった。

0

書いてもらっていた。廷珪は楷隷に巧みで、当時の人々か が撰した碑碣の文は、必ず廷珪に頼んで八分体にてこれを 廷 注はもとより陳州刺史の李邕と仲が良かった、 ……邕

とあるように、 ら大変重んじられたのである。 碑刻の依頼があれば両者でこれを完成させる仲

ている。しかしながら、 られる李善(?--六九○)の子である。開元・天宝期の官 たというこの碑文については、李邕の文集にも収載されてい 書法家としても名高く、当時造られた碑刻の撰文を多く手掛け であった。李邕 (六七八-七四七) は字を泰和といい、 (現在の湖北省咸寧市)の人で、『文選』注の撰者として知 開元十年(七二二)十一月に建てられ 鄂州江

夏

魏郡……邑外有故太守狄公生祠焉」との一文が残されている。 た安史の乱によって魏州は反乱軍の手に落ち、 持・存続されていたことがうかがえる。しかし天宝末年に起こっ かつていちど壊されたという祠廟も、 高適(七〇〇?--七六五)の「三君詠并序」に また開元時期における魏州狄仁傑祠の存否については、 開元期には再建または維 生祠と開元碑 |開元中適遊於

いため、目下その内容について確かめるすべはない

八〇五年に即位した憲宗は、

河朔包囲網を作り、支配の回復を

元和壬辰歳、

元和の祠廟再建と元和碑 元碑建立から約九十年ののち、

元和七年

(八一二)

に魏州

服。

する博州を支配していたのは、 の狄仁傑祠は再建されることになる。当時、 魏博節度使の田興 魏州とそれに隣接 (のち弘正と

賜名)であった。

ては、 度使・成徳軍節度使の管轄区域) 安史の乱後ながらくこの魏博を含む河朔地域 唐 『朝の直接支配が及ばない状況が続いていた。 0 いわゆる河朔三鎮に対し (幽州盧龍軍節 しかし

権勢をふるい、 かし懐諫はまだ十一歳と幼く、家僮の蒋士則が軍政を掌握して の田季安が亡くなり、 指す。おりしも、 藩鎮内部の情勢が不安定となった。同年十月乙 元和七年八月戊戌(十二日)に魏博節度使 子の田懐諫が後を嗣ぐことになった。

未 (十日)、季安の侄で知軍州事であった田興は、蒋士則を斬っ

て懐諫を保護し、さらに相・衛・澶・貝・魏・博州をもって唐

翌元和八年二月には、 に帰属してきたのである。唐朝は、田興を魏博節度使に任命し 憲宗より弘正の名を下賜した。

から八年頃のこととみられる。新廟建設について、 兀和碑が作成されたのは、 我天子恢拓千古之不庭、 。新廟建設について、碑文には、 (%) 田興が藩鎮を掌握した元和七年末 凡在率土、 罔不来

とあり、

上下有度、 …咨謀耋老、 東西惟序。 得是旧址、 ……越十月五日、 作為新祠。 鳩材僝功、 厥功成。 蔵事

(『全唐文』巻六二四・魏府狄梁公祠堂碑)

来服しないものはない。……古老にたずねて、この旧址を たり服従しなかった地方を恢復し、いまや天下にあって、 元和壬辰の歳(七年〈八一二〉)、我が天子は、長年にわ

序を重んじた。……ようやく十月五日に、完成した。 を整えて役を分かち、上下には節度を遵守し、 探し得て、 新祠を作ることにした。材を集め功を興し、事 東西には秩

内部の権力掌握に合わせて行われたものであったことがわかる。 とあり、 碑首部分には、 完成は元和七年十月五日、その造営は田興による藩

外郎上柱国馮宿撰 大唐魏府狄梁□□ (以下数文字闕) 朝議郎行尚書虞部 員

丞賜紫金魚袋胡証書并篆額 - 闕 □□州節度副使朝議大夫検校太子左庶子兼御 史中

(『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』 似拓影、 及び 『八瓊室金石補正』 卷七〇 八冊

碑題の下に、撰者馮宿、次行に書者胡証の名がみえる。

碑題の欠字部分は『全唐文』巻六二四に載る「魏府狄梁公祠堂

— 12 —

ができるだろう。 碑」という題目から「大唐魏府狄梁公祠堂碑」と復原すること

のちは浙東観察使・賈全に仕えた。その後、太常博士に徴せら 徐州節度使の張建封の辟召を受けて掌書記を務め、 金華市)の人で、字は拱之。貞元八年(七九二)に進士となり、 撰者の馮宿(七六七-八三六)は、婺州東陽(現在の浙 建封死去の

江 省

十月十日

第 122 巻第 2 号 (2021年) 外郎」であったことがわかる。 また書者の胡証(七五八-八二八)は、河中河東

れて中央に入り、碑文を撰した元和七~八年頃は「尚書虞部員

なり、 には戸部郎中となっていた。 太子舎人、襄陽節度使・于頔の書記等を経て、元和四年(八○九 河中節度使・渾瑊の辟召を受け、その後は殿中侍御史、

西省永済市)の人で、字は啓中。貞元五年(七八九)に進士と

(現在の山

すると、次のようになる。 巻二三九・元和七年(八一二)八月~十一月条を整理

田興が唐への帰順を申し出てきた際の唐側の対応について、

國學院雜誌

閏八月二日 八月十九日 魏博藩鎮を牽制するため、 魏博節度使・田季安薨ず。

薛平を鄭・

憲宗は宰相の李吉甫・李絳らと対応を議論 度使に任じる。

> 李吉甫は派兵を主張。 李絳は魏博が帰

てくるとみて出兵に反対

帰りを待つことにする。

憲宗は張忠順を宣慰使として魏博に派 魏博の監軍使が、朝廷に状況を報告。

十月十九日 田興を魏博節度使とする 李絳の献策により、忠順の戻りを待たずに

知制誥の裴度を宣慰使として魏博に派

銭百五十万緡を魏博の軍士に賞与し、

魏博

十一月六日

藩鎮下の六州(魏・博・貝・衛・ 澶

の民に対して一年の税を免除

切に対応し、裴度を宣慰使として派遣して、藩鎮下の軍士・庶 て憲宗に対応を献策していたことがうかがえる。また憲宗も適 もあったが、李絳がよくその内情を見抜き、 これによると、 当初朝廷では、魏博藩鎮の帰順を疑うところ 田興の差配を信じ

朝廷に背き続けるその他の藩鎮への見せつけでもあった。 通鑑』同年十一月条には、

民に十分な褒賞を与えたのであった。このことは、依然として

度為興陳君臣上下之義、興聴之、終夕不倦、待度礼極

請度偏至所部州県、 宣布朝命。 奏乞除節度副使於朝廷、

以戸部郎中河東胡証為之。興又奏所部欠官九十員、 行朝廷法令、 輸賦税。 田承嗣以来室屋僭侈者、 請有司

終日怠ることがなかった。極めて礼節を以て裴度を待遇し、 度は興に君臣上下の分を説き、興はこれに従い、

裴度に頼んで藩鎮下の州県をあまねくまわって、朝命を宣 の胡証を節度副使に任じた。興はさらに幕下の欠官九十員 よう要請し、(憲宗は) 詔を下して、戸部郎中で河東(出身) 布してもらった。また朝廷には節度副使を派遣してくれる

令を行い、 について、 な室屋は、 いずれも避けて使用しなかった。 賦税を納めた。田承嗣以来の(法定外の)豪奢 有司にて注擬してくれるよう奏請し、唐朝の法

田興が節度副使の派遣を要請したことによるとみられるため られたのは、 とあり、ここに元和碑の書者である胡証の名がみえる。 胡証が元和碑の肩書にみえる魏博の「節度副使」に任じ 装度が宣慰使として魏博の田興の所に来て以後、 同記事

魏博の節度副使となった胡証が書と篆蓋を担当して、 日そのことをふまえて尚書省の属官であった馮宿が撰文をし、 興は朝廷に帰順を申し出ると同時に狄仁傑祠を再建し、 碑が完成

立碑は元和七年の末以後としてよいだろう。

だ朝臣・狄仁傑の神位を再興することで、唐への忠義を表した てその行政手腕と威風によって、戦わずして契丹の侵攻を防 形で朝廷に示すためのものであったと理解すべきである。 の旧址を探し出して廟を再建したのは、 したということになる。田興が、古老にたずねてまで狄仁傑祠 帰順の意志を具体的 0

4 元和碑にみえる藩鎮の祭祀

のである。

享 の儀式を記述した部分がある。

沂国公於是乎請護軍迨賓僚・将校・虎貔之群、

撰吉而

ところで、この元和碑には以下のような祠廟における祭祀(廟

薨之具以俟。 先一日、 詰朝公至、 執事設次於門西、 則改命服於次、 設柔毛・翰音・ 率護軍等升拝。 脂肥 鮮

校以下、叙拝於堂下。公親酌以奠、 揚觶而 言 而

由是六州之人士、 知狄公之崇徳可享。

(『全唐文』巻六二四)

が廟門の西側に位次を設置し、柔毛(羊)・翰音(鶏)・腯 らを呼び集め、 (田興) 吉日を選んで祭祀を行った。 は、そこで護軍および賓僚・将校・虎貔 前日に、 執事

沂国公

肥

(豚)・鮮薨

(干魚)

等の供え物を陳べて準備した。

ことにより六州の人々は、 して礼拝した。 早朝に公が至り、 かずき)を挙げて言うには、……再拝して退出した。この た。公は自ら(神酒を) 将校以下の人々は、 次にて服装を改め、 酌んで(神位に)ささげ、 狄公の崇徳を祀るべきであるこ 順番に堂下にて礼拝し 護軍らを率い て昇殿

以上の儀式次第は、 とを知ったのである。 実際のところかなり独自色の強い ţ のと

第 122 巻第 2 号 (2021年)

『大唐開元礼』には、その巻七○に「所州祈諸神」条が設けら

唐朝の国家礼典であり祭祀の儀式次第を詳述した

なっている。

の帰順を人々に周知させたのである。 ばやむを得ないことであり、それよりも、 は、こうした唐朝の定める儀式次第に沿ったものではない。 れており、各州内の神祠での挙祭の次第が記されている。(象) て、狄仁傑を祀る祭祀を行い、 意義を見出すべきである。 祀廟を再建し、 博藩鎮が半世紀以上も独立国のような状態であったことを思え し魏博節度使の そこで節度使自らが祭祀を行ったことにこそ、 田興が魏州狄仁傑祠で行った右の祭祀の内容 節度使・護軍以下の藩鎮軍士をあげ そのことを碑に明記して唐朝へ 朝臣であった人物の しか 魏

世に存続することを得たという事実にも行きあたる

國學院雜誌

おわりに

どは、 祭儀についても、 ると、このとき節度使が祠廟を再建・保護したことで、 があったのであるが、この事実を歴史の中でさらに俯瞰してみ 本稿でとりあげた二つの事例は、それぞれに当時の藩鎮の事情 ても、朝廷に対して祠廟再建等の許可をとっていた様子はない。 自発的に古廟を再建する事例と理解できる。 への帰順を在地の人々に周知させること等を目的に、 節度使が祭祀を行うことにはどのような意味があったの 本稿でみてきた二廟については、 独自色の強いものであったことがうかがえる。 魏州の狄仁傑祠で行われた田興による廟享な 藩鎮下の人心掌握や、 またその際におい 節度使が 廟は後 唐朝 か。

区別していく、 国家が積極的にこれらを保護することもなかったとみてよいだ が主導して統制を加えることまでは行われておらず、一方で、 唐代においては、まだ地方における民間祠廟に対して、 宋代以後には、 いわゆる祠廟統制が行われるようになるが、 賜祠額等の手段を通じて正祠と淫祠とを

0

前段階にあっては、

在地で保護・維持されるかどうかが、

祠

されていったことについては、確認できたのではなかろうか。唐代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価店代後半期の地方社会については、確認できたのではなかろうか。

- (2) 江川式部「北嶽廟題記にみえる唐代の常祀と三献官」(氣質澤保規編『中石刻文物研究所、汲古書院、二○○七年)。
- 希古楼刊本影印、文物出版社、一九八五年)収載の碑刻録文を参照。一九八五年)、及び清・陸増祥撰『八瓊室金石補正』(一九二五年劉氏清・王昶撰『金石萃編』(一九二一年掃葉山房本影印、中国書店、

3

- (4)清・董誥等撰『全唐文』(山西教育出版社点校本、二〇〇二年)
- (5)『咸陽市文物志』(咸陽市文物事業管理局編、三秦出版社、二○○八年

県城小南門外姜嫄祠前、一九六四年移入彬県文化館。廟碑」六字。碑身陰刻正書三一行、行五二字。……碑原竪于彬県「一五厘米、寛八二厘米、厚二四厘米。圭額陰刻篆書「姜嫄公劉廟碑」 唐貞元九年(七九三)立。碑螭首欠趺、通高

- 三三九頁に「現蔵:彬県文化館」とある。二○一八年に刊行された『陝西碑刻総目提要初編』(科学出版社二○一八年に刊行された『陝西碑刻総目提要初編』(科学出版社

なお、「姜嫄公劉新廟碑」の拓影については、『北京図書館蔵中国歴代

石刻拓本匯編』(中州古籍出版社、一九九八年)に収載されているが、

- 唐文』巻四四九・高郢条を参照することとする。なって以下本稿で引用する同碑の文字は『金石萃編』に拠り、『全る。よって以下本稿で引用する同碑の文字は『金石萃編』に拠り、『全かなり不鮮明であるため、ここから文字を確認することは不可能であ
- (7) 姜嫄については『史記』巻四・周本紀(中華書局点校修訂本、

二〇一四年)に、

之、践之而身動如孕者。居期而生子、以為不祥、弃之隘巷……初姜原(嫄)為帝嚳元妃。姜原出野、見巨人跡、心忻然説、欲践

(1) 唐代の節度使及び藩鎮に関する先行研究について、そのすべてをここで紹介することは、紙幅の都合上難しい。九〇年代以前のおおよその研究概略については、胡戟・張弓・李斌城・葛承雍主編『二十世紀唐都鎮問題』に整理されており、そちらを参照されたい。ここでは最近の研究として、唐末における藩鎮の情勢と唐朝の解体との関係を考察した、新見まどか「僖宗期における唐代藩鎮体制の崩壊―黄巣の乱とした、新見まどか「僖宗期における唐代藩鎮体制の崩壊―黄巣の乱とした、新見まどか「僖宗期における唐代藩鎮体制の崩壊―黄巣の乱と本克用の乱―」(『史学雑誌』第一二九編第九号、二〇二〇年)を挙げておく。

「中研究においても通用されることが多いが、本稿では可能な限り「節度使」を人物の職名、「藩鎮」という語句については、概説書や専門研究においても通用されることが多いが、本稿では可能な限り「節度使」を人物の職名、「藩鎮」と節度使管轄下の組織及び地域として、度使」を人物の職名、「藩鎮」を節度使管轄下の組織及び地域として、用いることとする。

8

(旅奔之、因名日奔。……(帝舜)封奔於部、号曰后稷、別姓姫氏。 美原(嫄)は帝嚳の元妃である。姜原が野原に出たとき、巨人 りごもったようであった。一年たって子供を産んだが、不吉なこ まになった。そこでこれを践んでみると体内が動くように感じ、 りごもったようであった。一年たって子供を産んだが、不吉なこ ととして、狭い街巷に棄てた……はじめ棄てようとしたので、こ ととして、狭い街巷に棄てた……はじめ棄てようとしたので、こ ととして、狭い街巷に棄てた……はじめ棄てようとしたので、こ は一種、別姓姫氏。

記される。 とあり、姜嫄が巨人の足跡を踏んで妊娠し、后稷を生んだ等の伝説が

爾に国をたてた。 ・一般が卒して、子の不館が立った。……不館が卒して、子の慶節が立つと、 ・して用い、行く者は資材を持ち、居る者は貯蓄があり、人々はそ ・して用い、行く者は資材を持ち、居る者は貯蓄があり、人々はそ ・して用い、行く者は資材を持ち、居る者は貯蓄があり、人々はそ ・の恩恵を頼りにしていた。……公劉が立った。公劉は戎狄の間に暮 の恩恵を頼りにしていた。……公劉が立った。公劉は戎狄の間に暮

の廟国は、公劉が邑とした地である)」とある。中華書局、一九八〇年)巻一・豳州条には、「豳州新平県即漢漆県也。中華書局、一九八〇年)巻一・豳州条には、「豳州新平県即漢漆県也。の廟国は、公劉が邑とした地である)」とある。

12

『旧唐書』

卷一二二(中華書局標点本、

一九七五年)、

『新唐書』巻

(9)『元和郡県図誌』巻三・関内道三(中華書局、一九八三年)には、邠

州について次のようにある。

州に戻した。 年(七四二)には改めて新平郡とし、乾元元年(七五八)には邠 也正名、改為「邠」字。」天宝元年改為新平郡、乾元元年復為邠州。 すことが必要である。改めて「邠」字とせよ」といった。天宝元 すく、荊・并は聞き間違う。惑いをはっきりさせるには、名を正 字がまぎらわしいので、詔して「魚・魯は書き間違いが起こりや に入れ、義寧二年(六一八)に復た新平郡とした。武徳元年(六一八) 寧州、慶州。県は二十。……隋大業二年(六○六)に省いて寧州 与「幽」字相渉、詔曰「魚・魯変文、荊・并誤聴。 義寧二年復為新平郡。武徳元年復為豳州。開元十三年、 四十九。元和戸二千六百七十。郷四十九〕。今為邠寧節度使理所。 に復た豳州とした。開元十三年(七二五)に、「豳」と「幽」の 邠州。今は邠寧節度使の治所となっている。管州は三、 州 邠州、寧州、慶州。県二十。……隋大業二年省入寧州、 〔原注:新平。緊。開元戸一万九千四百六十一。 欲求辨惑、 以一豳 邠州、

- (1) 浸状育の付券について、『全可を記』を一つ三斤曳り录びでは「用豆の大いなる祭祀を挙げ正して、祭礼のすべてが秩序正しく行われて、宗を惇くし礼を将け、元祀を称げ秩し、咸な秩して文るること無れ。「陽前書』洛誥に「居師惇宗将礼、称秩元祀、咸秩無文。(師に居りて、
- (1) 張献甫の封号について、『金石萃編』巻一○三所載の録文では「別寧」としておく。
- 鎮年表』(中華書局、一九八〇年)巻一・邠寧条参照。一三三(中華書局標点本、一九七五年)の所伝、及び呉廷燮撰『唐

朱泚の乱という。

 $\widehat{21}$

無冤訴者」とある。

17

礼部侍郎着任時期については、

高郢については、『旧唐書』巻一四七、及び『新唐書』巻一六五に立伝。

これら所伝には明らかでなく、

研究』下巻(同朋舎、一九五九年)の第五・第六章を参照。(13)安史の乱後の唐と吐蕃との抗争については、佐藤長『古代チベット

史

じめ盧龍節度使李懐仙の部将となり、大暦三年(七六八)に李懐仙を(4)朱泚(七四二-七八四)は幽州昌平(現在の北京市昌平)の人で、は

部下に殺された。建中四年(七八三)から翌年にかけて起こったこの 漢元皇帝を自称していたが、唐将・李晟に敗れ、彭原に逃げる途中で 湊を応天と改めた。興元元年(七八四)には国号を漢と改め、自らは 号を応天と改めた。興元元年(七八四)には国号を漢と改め、自らは 房で、反乱兵士らが朱泚をかつぎだして皇帝に擁立し、国号を秦、年 際に、反乱兵士らが朱泚をかつぎだして皇帝に擁立し、国号を秦、年 際に、反乱兵士らが朱泚をかつぎだして皇帝に擁立し、国号を秦、年 際に、反乱兵士らが朱泚をかつぎだして皇帝に擁立し、国号を秦、年 際に、反乱兵士らが朱泚をかつぎだして皇帝に擁立し、国号を秦、年

(15)都虞候は、唐中期以後に節度使と神策軍に置かれた官名で、軍法・軍版社、二○○四年)八九七頁。

屋大学出版会、二〇一五年。初出は一九七四年、増補一九七九年)を情勢について」(同氏『東西ウイグルと中央ユーラシア』所収、名古著書、及び森安孝夫「ウイグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域9)吐蕃とウイグルとの北庭争奪戦の経緯については、前掲注(3)佐藤

は、 大の後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されてが、との和親の最終の最終勝利者について、佐藤長氏は吐蕃としていたを照。北庭争奪戦の最終勝利者について、佐藤長氏は吐蕃としていた

六・輯考五下・尚書礼部侍郎条、八七○頁を参照。「唐僕尚丞郎表」(中央研究院歴史語言研究所、一九五六年)巻

文が「唐故江西観察使武陽公韋公遺愛碑」として『樊川文集』(上海韋丹については、『新唐書』卷一九七に立伝。また杜牧の撰した墓碑

18

古籍出版社、一九七八年)巻七に収載されている。 文が「唐故江西観察使武陽公韋公遺愛碑」として『樊川文集』

前掲注(9)『元和郡県図誌』巻三・関内道三・邠州条、参昭

『旧唐書』同伝には「仁傑、儀鳳中為大理丞、周歳断滞獄一万七千人、高宗の儀鳳年間(六七六-六七九)に大理寺丞となった際の事として、)狄仁傑については、『旧唐書』卷八九、及び『新唐書』卷一一五に立伝。

 $\widehat{20}$ $\widehat{19}$

南宋・趙明誠『金石録』(『宋本金石録』上・下、中華書局、一九九九八・魏州条(安徽大学出版社、二〇〇〇年)一三七〇頁参照。

青・馬薗震『馬舎寺長』会日:岩木子子。馬薗香・系大寺交庄『馬番刊、上海古籍出版社、一九九二年)参照。『李北海集』六巻・付録一巻(文淵閣四庫全書本影印、四庫唐人文集李邕の文集はつとに散逸し、明代に輯本された『李北海集』がある。

適集校注』修訂本(上海古籍出版社、二〇一四年)九二-九五頁、参照。唐・高適撰『高常侍集』卷四・三君詠并序。高適著・孫欽善校注『高

 $\widehat{24}$

23

22

年)録目第九六一。

- (26)『化京図書館蔵中国歴代石別布本蕉編』第二十八冊(中州古瞻出版社、する内容部分では『全唐文』巻六二四所載の碑文を参照することとする。字が多いため、参照は碑首碑題等の一部分にとどめ、以下本論に引用(25)『八瓊室金石補正』巻七〇「重立狄梁公祠碑』収載の本碑録文は、欠
- (27) 馮宿については、『旧唐書』巻一六八、及び『新唐書』巻一七七に立伝。金石補正』巻七○所載の録文を参照。 一九九八年)所収、陸和九旧蔵拓本「狄公祠碑」拓影、及び『八瓊室一九九八年)所収、陸和九旧蔵拓本[編』第二十八冊(中州古籍出版社、
- (28) 胡証については、『旧唐書』卷一六三、及び『新唐書』卷一六四に立伝。

を述べる記事はみられない。

ただし正史の所伝には、馮宿と魏博藩鎮または「元和碑」との関わり

『通鑑』巻二三九・元和七年(八一二)八月~十一月条の記事は以下ては明確ではない。 以内属、請除副貳、乃兼御史中丞、充魏博節度副使、仍兼左庶子。 以内属、請除副貳、乃兼御史中丞、充魏博節度副使、仍兼左庶子。

以興為魏博節度使。忠順未還、制命已至魏州、興感恩流涕、士衆意遣中使張忠順如魏博宣慰、欲俟其還而議之。……甲辰(十九日)竟遣中使張忠順如魏博宣慰、欲俟其還而議之。……甲辰(十九日)当自帰朝廷。……冬十月乙未(十日)、魏博監軍以状聞。……上当自帰朝廷。……冬十月乙未(十日)、魏博監軍以状聞。……上当自帰朝廷。……冬十月乙未(十日)、魏博節度使田季安薨。……(閏)八月辛のとおりである。

(30) 唐・

蕭嵩等撰

『大唐開元礼』

(古典研究会、

洪氏刊本影印、

池田温解

以銭百五十万緡賞軍士、六州(魏・博・貝・衛・澶・相)百姓給無不鼓舞。……十一月辛酉(六日)、遣知制誥裴度至魏博宣慰、

二○○四年第四版)巻七○・吉礼・諸州祈諸神、参照。説『大唐開元礼 附大唐郊祀録』、汲古書院、一九七二年初版

次のように述べている。清・林侗は、田興が唐への忠義を示す証に狄仁傑祠を再建したとして、

諸藩鎮宏正為最忠順。其後父子皆死国、

祠堂之作亦忠義気節之所

31

子いずれも国のために死し、祠堂を作ったことは忠義気節の発露諸藩鎮の中では宏正(田弘正)が最も忠順であった。その後、父発歟。

志の周知という意味合いもあったと理解すべきであろう。うな、唐朝へ向けての意思表示のみならず、藩鎮内部における帰順意ただ、本稿でみたように、狄仁傑祠の再建は、ここで林侗が述べるよ

である。

(32) 須江隆「熙寧七年の詔―北宋神宗朝期の賜額・賜号」(『東北大学東洋史論集』九、一祠廟制の推移を中心として─」(『東北大学東洋史論集』八、二○○一年)、同氏「唐宋期における社会構造の変質過程史論集」八、二○○三年)を参照。

[付記] 本稿はJSPS科研費18K01005・19H01325の助成を受けたものである。